

(別紙)

## ○助成対象となる事業の例

高齢者、心身障害(児)者に対する直接のボランティア活動に対する器材の整備事業

例1) 高齢者との生活交流ボランティアが料理の調理交流で使用するガスコンロの整備事業

例2) 視覚障害児者のための点訳ボランティアが使用する点字プリンターの整備事業

例3) 視覚障害児者のための音訳ボランティアが使用するカセットプリンターの整備事業

※音訳・点訳物が行政の広報物のみの場合、行政が機器を整備すればよいと判断されますのでご注意ください。

例4) 視覚障害児者に対する音楽療法ボランティアが使用する楽器の整備事業

例5) 聴覚障害児者のための要約筆記ボランティアが使用する要約内容掲示用プロジェクターの整備事業

なお、ボランティアの対象が高齢者・障害児者に加え、児童等他の者が含まれる場合であっても、高齢者・障害児者が主たる対象であれば認められることもあります。

## ○助成対象となる団体の要件

(1) ボランティア活動に2年以上の実績があり、活動が継続されている団体が対象です。また、要望する器材を使用する活動分野の実績が不足していると判断される場合は、助成対象外とされる場合があります。

(2) 過去にこの助成を受けた団体は助成の優先度は低くなります。特に助成を受けた後、2年間は助成の対象となりませんのでご注意ください。

(3) ボランティア・コーディネートを事業目的とする団体は助成対象外となります。直接のボランティア活動を行う団体が対象となりますので、社会福祉協議会、ボランティアセンター、ボランティア協会等の実施する事業は申請の対象外となります。ただし、申請にあたっての事務担当窓口が社協等になること、整備した器材等を社協等が所有する倉庫等に保管することなどについては、問題ありません。

(4) 主たる活動が収益を上げることを目的としたものであると判断される団体は助成対象外となります。そもそも高齢者・障害児者に対するボランティア団体といえないものも助成対象外となります。

例1) 青少年の引きこもり防止活動

例2) 健常児のみを対象とした放課後学級

例3) 一般市民を対象にした映像ライブラリー

例4) 趣味のサークルが行事的に行うボランティア活動に使用する機器